

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二六五
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二六五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二六六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 二六六
- 特定計量器の定期検査を実施する件 二六六
- 肥料を登録した件 二六六
- 土地改良区の解散を認可した件 二六六
- 保安林の指定を解除する予定である件 二六六
- 保安林の指定を解除する件 二六六
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二六六

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 二六九
- 狩猟免許試験を実施する件 二六九
- 狩猟について必要な適正に係る試験及び講習を実施する件 二六九
- 基本測量の実施について通知があった件二件 二六九
- 河川整備基本方針を定めた件 二六九
- 福 島 県 病 院 局
 - 平成二十年病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 二六九
 - 福 島 県 教 育 委 員 会
 - 県立美術館観覧料及び図録等売払代金に係る公金の徴収事務を委託した件 二六九
- 正 誤
 - 平成十九年十二月二十五日付け定例第九百三十九号中 二六九

告 示

福島県告示第三百五十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を平成二十年四月七日救急病院として認定した。

平成二十年五月二日

名称 所在地
 医療法人平心会須賀川病院 須賀川市丸田町一七番地

福島県知事 佐藤 雄平

認定有効期限

平成二十三年四月六日

(医療看護課)

福島県告示第三百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ郡山店 郡山市字城清水三十二

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社郡山開発

代表者の氏名 代表取締役 木目田 康行

住所 宮城県仙台市泉区八乙女中央五丁目二十一十八

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ニトリ

代表者の氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年十二月十八日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千二百五十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百四十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十四台

3 荷さばき施設の位置及び面積

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 面積 二百四十三平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 六十四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (一) 開店時刻 午前十時
- (二) 閉店時刻 午後九時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (一) 数 三か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十年四月十七日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
A X C (アックス) 福島市栄町十一番二十五号

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称
(変更前) ニュー福ビル
(変更後) A X C (アックス)
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 未定
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

- 平成二十年四月十八日
届出年月日
- 平成二十年四月十八日
届出をした者
- 五 有限会社デュアル・アセット
齋藤 光之
丹野 恒男

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月二日から同年六月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド郡山北店 郡山市八山田第二土地区画整理事業施行区域内三十九街区

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

- 1 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
- 2 営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持について十分配慮すること。
- 3 夜間照明による光害が生じないよう、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
耶麻郡猪苗代町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令	六月三日 午前一〇時三〇分	樋ノ口多目的集会施設

沼郡湯川村

(計量検定所)

福島県告示第三百五十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)類	肥料の種類 (福島県)類	肥料の名称	保証成分量 (%)						その他 の規格 は名称 又住所	登録 年月日			
			窒素 全量	りん 酸全 量	内 容 溶 性 りん 酸	加 量 全 量	内 容 溶 性 加 量	内 容 溶 性 加 量			溶 性 苦 土		
832	配合肥 料	配合肥 料1号	1.0	20.0	16.0	13.0	13.0	5.5	4.5	含有を 許され る有害 成分の 最大量 は公定 規格の とおり。	セント ラル リソー ン株式 会社 3418番 地	新渡 田 新渡 田 市本 田 17日	平成20 年4月 17日

(農業総合センター)

福島県告示第三百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、常葉町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十年四月二十三日認可した。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
南会津郡南会津町内川字系沢山七四三の三
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(治山対策課)

福島県告示第三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
双葉郡双葉町大字上羽鳥字沢入三九四の七四、三九四の七五、三九五の七、三九五の八、大字松倉字長畑三二の一から三二の一三まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
河沼郡柳津町大字湯八木沢字木戸ヶ沢三九五の一、三九五の八から三九五の一まで、四四九、四五〇、四六五の一、四六五の三、四六六、四六七の一、四六八から四七七まで、四七九、二〇二一から二〇三四まで、二三八八から二三九一まで、字萩平四八一の一から四八一の四まで、四八五から四八八まで、四八九の一から四八九の一〇まで、四九〇から四九四まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
1 立木の伐採の方法
(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

公 告

字木戸ヶ沢四六五の一、四六六、四六七の一、四六八から四七六まで、二三八八から二三九〇まで

(一) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公告第二百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年四月二十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人みさかMMCセンター
代表者の氏名
齋藤 与司二
- 三 主たる事務所の所在地
福島県白河市みさか二丁目七番地六
- 四 定款に記載された目的
この法人は、みさかニュータウンを中心に緑地環境・保全事業ならびに町並み環境保全、公共施設等の維持管理・改善事業、地域コミュニティの維持継承・創出、福祉等に係る理念、技術の醸成、普及を図る事業を行うことによつて、人と緑の絆の維持・継承と地球環境の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年五月二日

申請のあった年月日
平成二十年四月十六日

名称
NPO法人桜こまち

代表者の氏名
遠藤 善幸

主たる事務所の所在地
福島県田村郡三春町字小滝百七番地

定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、自立支援と社会経済活動の参加に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、次のとおり狩猟免許試験を実施する。

平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

区分	試験期日	試験会場
第一回	平成二十年九月三日(水)	郡山市労働福祉会館
第二回	平成二十年十月十三日(月)	同
第三回	平成二十一年二月二日(日)	同

二 受験資格

福島県内に住所を有する者。ただし、次の1から6までのいずれかに該当する者は、受験することができない。

- 1 試験の日において二十歳未満の者
- 2 次の(一)から(四)までに掲げる病状にかかっている者
 - (一) 統合失調症
 - (二) そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
 - (三) てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別

	<p>に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣</p> <p>3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p> <p>4 自己の行動の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から3までに該当する者を除く。）</p> <p>5 法、改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>6 法第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者</p>								
	<p>三 免許申請書等の受付期間</p> <p>1 第一回試験 平成二十年六月三十日（月）から同年八月一日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年七月二十一日を除く。）</p> <p>2 第二回試験 平成二十年八月十一日（月）から同年九月十二日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>3 第三回試験 平成二十年十二月二十二日（月）から平成二十一年一月二十三日（金）まで（土曜日、日曜日及び平成二十年十二月二十九日から平成二十一年一月二日までを除く。）</p>								
	<p>四 免許申請書等の提出先 申請者の住所を管轄する福島県地方振興局</p> <p>五 その他 受験手続等に関する問い合わせは、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課又は最寄りの福島県地方振興局県民環境部（いわき地方振興局にあつては、県民部）に行うこと。</p>								
	<p>（自然保護課）</p>								
	<p>公告第二百三十四号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり狩猟について必要な適正に係る試験及び講習を実施する。</p> <p>平成二十年五月二日</p>								
	<p>一 主催地方振興局、開催期日、開始時刻及び開催場所</p> <p style="text-align: center;">福島県知事 佐藤雄平</p>								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">主催地方振興局</td> <td style="width: 25%;">開催期日</td> <td style="width: 25%;">開催時刻</td> <td style="width: 25%;">開催場所</td> </tr> <tr> <td>(第二期)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	主催地方振興局	開催期日	開催時刻	開催場所	(第二期)			
主催地方振興局	開催期日	開催時刻	開催場所						
(第二期)									

県北地方振興局	七月四日	午前九時三十分	福島市 福島県青少年会館
県中地方振興局	六月二十四日	午前九時三十分	郡山市 安積総合学習センター
県南地方振興局	六月二十七日	午前九時三十分	白河市 福島県白河合同庁舎
会津地方振興局	六月二十七日	午前九時三十分	会津若松市 北会津農村環境改善センター
南会津地方振興局	六月二十六日	午前九時三十分	南会津郡南会津町 ター
相双地方振興局	七月四日	午前九時三十分	福島県南会津合同庁舎
いわき地方振興局	六月二十六日	午前九時三十分	南相馬市 原町区福祉会館
県中地方振興局	九月十日	午前九時三十分	いわき市 福島県いわき合同庁舎
(第二期)			郡山市 安積総合学習センター

二 対象者
福島県内に住所を有する者であつて、法第四十四条の規定により平成二十年九月十四日までの有効期間の狩猟免許を受けており、かつ、同法第五十一条第一項の規定により狩猟免許の更新を受けようとするもの。

なお、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許についても同時に更新を受けることができる。

三 申請書等の受付期限
第一期にあつては開催場所ごとにその開催期日の二週間前まで（土曜日、日曜日を除く。）、第二期にあつては、平成二十年七月三十日から同年八月二十七日まで（土曜日、日曜日を除く。）

ただし、郵送による場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 申請書等の提出先
申請者の住所を管轄する福島県地方振興局

五 その他
狩猟免許更新の手続等に関する問い合わせは、最寄りの福島県地方振興局県民環境部（いわき地方振興局にあつては、県民部）に行うこと。

（自然保護課）

公告第二百三十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の

実施について、平成二十年四月十四日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。
平成二十年五月二日

- 一 測量地域 南相馬市及び大沼郡会津美里町
- 二 測量期間 平成二十年五月十二日から平成二十一年二月二十八日まで
- 三 作業の種類 基本測量（一等磁気測量）

（技術管理課建設産業室）

福島県知事 佐藤 雄平

公告第二百三十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十年四月十七日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。
平成二十年五月二日

- 一 測量地域 福島市、会津若松市、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、大沼郡会津美里町、西白河郡矢吹町及び東白川郡塙町
- 二 測量期間 平成二十年四月二十一日から平成二十一年二月二十八日まで
- 三 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

福島県知事 佐藤 雄平

- 2 測量期間 平成二十年四月二十一日から平成二十一年二月二十八日まで
- 3 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）

（技術管理課建設産業室）

公告第二百三十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。

この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所において縦覧に供する。
平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

河川整備基本方針の名称 二級河川梅川水系河川整備基本方針

（河川計画課）

福島県病院局

公告第8号

平成20年度福島県病院局有休任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年5月2日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

- 1 試験を実施する職種 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員 看護 15名程度 助産 2名程度
- 3 試験期日 平成20年6月8日（日）
- 4 受験申込受付期間 平成20年5月2日（金）から同年6月2日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先 福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）

（病院総務課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
平成二十年五月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容 福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地 1 名称 株式会社東北装美 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 徴収の事務を委託する期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

（社会教育課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年十二月二十五日付け定例第九百三十九号中

八五四
下
一
字 滝ノ沢一の六
一七〇二から一七〇四まで、 字 滝ノ沢一の六